

平成 29 年度和人会事業計画

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率 98% 短期入所 95% デイサービス 85%

介護老人福祉施設

1. 個別ケア

特別養護老人ホームは居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化が図られる為、今後より一層の効果的なケアが求められる。

前年度は①～③について取り組んできたが、新たに④を加え重点的に取り組んでいきたい。

- ①ご利用の生活歴、価値観を踏まえた活動を考えその人らしい生活が送れるように支援する。
- ②ご利用者の施設生活支援の中で多職種との連携（カンファレンス等）や各専門的知見に重点を置き、体系的な、本人を中心としたケアマネジメントを展開する。
- ③ご利用者一人と向き合い質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽し、ご利用者の生活を豊かにするようレクリエーション活動を充実する。

④オムツ0、下剤0を目指した取り組み。

介護力向上講習会で学んだことを生かし、職員一丸となり排泄ケアについて考え、個別の排泄パターンを知りご本人に合った排泄プランを立てる。オムツや下剤の過度な使用を避けご利用者に快適に過ごして頂くと共に経費削減にもつなげるよう努める。

2. 看取り介護

施設入所契約時、また随時最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を伺い、看取り介護について説明を行い、同意を得ていく。ご利用者の尊厳が守られ苦痛のない穏やかな最期が迎えられるように他職種で協力し、ご希望に沿ったサービス提供に努めていく。また職員も、研修や勉強会の参加により不安なく看取り介護が取り組めるようにしていく。

3. 健康管理と感染予防

日常の健康管理を行い、異常時の早期の対応することにより、利用者が健康で日々の生活が送れるように看護介護を行っていく。

定期健康診断より、検査結果の異常時は家族に連絡し対応をしていく。

また、感染症発症予防に努める。(予防接種の実施、面会制限等) 感染症発症時には、適切な対応が出来るように研修等に積極的に参加し最新の情報を得ていく。(発症時の看護介護の実施)

4. 身体拘束をしないケアと事故防止への取り組み

ご利用者に対して、尊厳をもって身体拘束等の行動制限をしないケアを徹底する。やむを得ない場合には身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）を照らし合わせた検討を行う。

ご利用者が安全で安心な生活が継続できるようリスクマネジメントを行い事故防止に努める。日々のケアの中でヒヤリ・ハット報告書を積み上げていくことでその人の特性を把握し、重大な事故を未然に防いく。

5. 認知症ケア

認知症ケアに対する専門的知識・技術の向上を深め、ご利用者一人ひとりの生活歴を十分に把握し、状態の維持・緩和を図る。

認知症があっても、ご利用者のその人らしさを大切にしながら、安心できるケアを提供することで、ご利用者・ご家族に安心と満足を頂けるよう努める。

6. 人材育成と意識改革

質の高いサービスの提供・専門的技術・知識の向上を図る為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。介護の専門性を体系化するため、事例研究、ケーススタディを継続的にを行い、施設外の研究発表会へ積極的に発表、参加していく。

7 食事サービス

食中毒防止の為、大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供する
とともに、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細やかな食事提供を行
えるよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心とした厨房の体制を整える。

地域包括支援センターと連携し、介護保険支援事業や家族介護教室、また
デイサービスでの集団栄養指導などへの参画を行う。

災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、福祉避難所も
想定した非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒 0件

非常食 200人分を5日間(15食分)備蓄

介護保険支援事業・家族介護教室 年2回

デイサービス栄養指導 年12回

を実現する。

8 ボランティア

入所者の皆様が心豊かに生活していただけるよう、施設ボランティアの新た
な活動体制づくりをしていく。

トリアスデイサービスセンター

目標：利用者も家族も満足して頂ける通所サービスを提供する

1 目標利用者数

一日平均利用数(月～土) 27名以上を目指す。

月曜日から土曜日までの登録者数を35名とし、日曜日も登録者25名を目指
し、年間利用者9000名以上を目指す。

2 個別ケアと精神的ケアの実践

利用者の個性を尊重しつつ実状に即した自宅生活が送れるよう、適切な援
助を行う。サービス計画書に基づき、通所介護計画を実施し、状態に変化の
ある場合は適宜修正し、適切な介助を行う。

各職員がケアプランに基づいて、利用者の機能回復に有効な支援を機能訓練指導

員、看護や介護も協力しチームとして利用者の機能回復、維持に努める。相談や苦情も含めて利用者の意向を、迅速にご本人やご家族、各関係居宅担当者や包括とも連携しながら、利用者に安心して在宅生活が営めるよう環境作りの支援を行う。

3 生きがいや、楽しみのある余興活動とマナーの充実

レクリエーションに創意工夫を凝らし、計画、実施に対する。その計画の評価、検証を行う。また、多種多様のボランティアの方々にも来て頂き、楽しい時間提供が出来るよう努めていく。

笑顔で優しく節度を持った言葉遣いで、尊敬の気持ちを持って接していく。

4 質の高いケアの提供

利用者様に安全で質の高いケアが提供できるよう各職員が専門性知識を得るため施設内外の研修への参加および資格取得に努める。ヒヤリ・ハットの内容及び対策を把握し、今年度も引き続き事故ゼロを目標とする。

甲府市南東地域包括支援センター

甲府市高齢者支援計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指す。高齢者を支える地域の支え合いの体制作りを推進する甲府市の事業として「生活支援体制整備事業」がH29年度始動する。地域の課題やニーズの把握に努め、医療と介護の連携を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりに繋げるため、地域との関係作りの強化を図る。

「認知症初期集中支援チーム」が市に立ち上がる年でもある。認知症が疑われる方へのアウトリーチが実施されるので、医療やサービスにつながらない方や困っている家族へ、チームと連携して早期診断へと繋げる対応をしていく。

27年度に引き続き、28年度はさらに権利擁護対応件数が増加傾向にある。今年度の事例の特徴として、成年後見制度の申し立て支援の増加が挙げられる。高齢化に伴い、判断力が低下した方への支援の必要性が高まっている状況である。支えが必要となった時も尊厳のある生活ができるよう、細やかに対応していきたい。

- (1) 地域包括ケア体制の構築の推進
- (2) 介護予防ケアマネジメント業務
要支援1, 2、総合事業プラン作成
元気アップ高齢者支援事業（実態把握・プラン作成）
一般高齢者への介護予防普及啓発
- (3) 総合相談支援業務
相談対応・相談内容データ分析
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
ケアマネジャーの実践をサポート
ケアマネ交流会の開催
- (5) 権利擁護業務
高齢者虐待対応
消費者被害防止
成年後見制度利用の相談・申し立て支援
- (6) 認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業
早期発見早期診断の普及啓発・対応
もの忘れ相談体制の推進
認知症ケアパスを活用した在宅支援
認知症サポーター養成講座（2回以上）
- (7) 家族介護支援事業
相談支援・家族介護教室開催（1回以上）
- (8) 配食サービス調査業務
- (9) 地域包括支援センターの機能や役割の周知
機関誌発行（年6回）・地域や関係機関への周知
- (10) 地域密着型サービス事業への支援業務
運営推進会議に出席、助言、市への報告

居宅介護支援事業所事業計画

利用者が住み慣れた地域で暮らすために医療・福祉・地域などの協働や連携を図り、安心して自立した在宅生活を継続できるよう支援する。
今年度は特定事業所加算Ⅲを算定するため、事業所として、地域ケアシステムの重要なコアとなるような事業所運営をしていく。

1、在宅生活継続への支援

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

そのために法人内の連携を強化し、スムーズなサービス提供ができるようにする。

2、関係機関との連携と協働

利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。

終末期となっても在宅での生活が継続できるよう主治医や医療機関と連携を密に取り合い、きめ細かく適切なサービスを提供する。

3、利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当人に適切なサービスが提供されるよう支援する。

4、特定事業所としての責務を果たす。

対人援助職としての専門性を磨き利用者に還元するために、計画的な研修計画を立て自己研鑽していく。また、他事業所とも協力し、事例検討会をしていく。そのなかで地域課題の足がかりを見つけていく。

24時間体制を確立し、支援困難ケースも積極的に受け入れていく。